

第八章 結論

第八章 結論

8-1 本研究の結論

8-1-1 目的ごとの考察

1) 目的1「家庭ごみ有料化における料金設定プロセスの明確化」について

手数料の設定根拠プロセスの現状について、以下のようなことが明らかになった。

- (1) 導入の提案者として最も多いのは市町村の担当部署である
- (2) 制度設計において、審議会を活用しているケースは全体の 64.5%にのぼる
- (3) 制度設計段階での住民関与の方法としては、説明会形式で行われているケースが最も多い
- (4) 有料化導入の諮問開始から有料化実施までにかかった時間は、全体平均で 15.8 ヶ月と長期である

上記の4点について以下に記す。

有料化導入に当たって、導入の提案者として最も多いのは市町村の担当部署であった。また、予想に反し、首長が提案し導入に至る場合も多いことがわかった。審議会などの諮問機関や民意が発端となるケースも少ないながら見受けられた。

制度設計において、審議会を活用しているケースは全体の 64.5%にものぼった。

制度設計段階での住民関与の方法としては、説明会形式で行われているケースが最も多く制度設計段階で住民関与があった市町村等の半数以上で行われていた。また、パブリックコメントを利用しているケースは予想より少なく、制度設計段階で住民関与があった市町村等の中でも 23.5%程度であった。ただし、同じ住民説明会であっても、住民の関与の度合いは市町村等によってまったく異なったものであり、一方的な説明会もあれば、意見交換が可能な場合もあったと考えられる。この関与の度合いを調べるのが今後の課題であると考えられる。

有料化導入の諮問開始から有料化実施までにかかった時間は、全体平均で 15.8 ヶ月であった。グループ間で比較すると A グループの方が平均で長い時間を必要としていることがわかった。

周辺市町村からの影響は、グループ間の大きな差は見られなかった。影響を受けた内容では、料金が最も多かった。

手数料の設定根拠プロセスの現状について、以下のようなことが明らかになった。

- (1) 審議会の諮問機関が 3 ヶ月以下のケースが 51.4%である
- (2) 制度設計に住民が関与しているケースは 3 割程度である

上記の2点について以下に記す。

5-7-1 でも述べたとおり、制度設計において、審議会を活用しているケースは全体の 64.5%にものぼった。しかし審議会での諮問期間が 3 ヶ月以下のケースは 51.4%あることがわかった。このことから、審議会を設置していても実質的には市町村等が主

導ケースも相当数あるのではないかと考えられる。これらのことから、制度設計の主体は市町村等と議会となっているのではないかと考えられる。

制度設計に住民が関与しているケースは3割程度であった。審議会などに、住民の代表が関与するケースもあるが、その場合の関与は限定的なものであると考えられる。インターネットでのパブリックコメントの募集など、住民関与の方法が多様化している中で、非常に少ない結果であると考えられる。現状よりさらに住民が積極的に関与できる機会を作ることによって住民啓発につながり、ごみの減量効果の増大や新制度に対する住民の混乱の緩和などの効果も期待できるのではないかと考えられる。

2) 目的2「家庭ごみ有料化における料金設定根拠の明確化」について

手数料の設定根拠の現状については以下のようなことが明らかになった。

- (1) 収集運搬費用及び処理費用の両方を含むのは29.7%であった
- (2) 金額を見ると、人件費が43.3%と大きな割合を占めていた
- (3) 手数料を全額負担としないのは、住民を強く意識しているためである
- (4) 手数料収入を手数料の設定根拠とは別の用途に使用している市町村は半数以上であった

4点の具体的な内容を以下に記す。

「手数料の対象となる経費に含まれる範囲」を「収集運搬費用」及び「処理費用」が含まれているかどうかで分類した。「収集運搬費用を含まない」ケースが14.1%、「処理費用を含まない」ケースが15.6%、「収集運搬費用及び処理費用を含まない」ケースが40.6%、「収集運搬費用及び処理費用を含む」ケースが29.7%であることがわかった。

また、「手数料の対象となる経費に含まれる範囲」を費用の割合で見た場合、人件費の割合が最も大きく43.3%となった。さらに、詳細に見てみると、「収集運搬にかかる費用」では人件費の占める割合が大きく、「処理にかかる費用では施設にかかる費用」の占める割合が高くなることがわかった。

手数料を「手数料の対象となる経費に含まれる範囲」で設定した金額の全額負担にしないのは、住民を強く意識しているためだということがわかった。住民を意識した手数料を設定することは、住民の合意を得るためにも、円滑な有料化導入を図るためにも必要なことであると考えられる。

手数料の用途に関し、半数以上の市町村等が設定根拠とは違う用途に一部または全部を使用していた。手数料を有料化導入の目的とは合致するが設定根拠とは別の用途に使用した場合、有料化の目的の達成につながるかもしれないが、手数料の設定根拠自体が意味を持たなくなってしまうことが考えられる。料金設定時に、有料化の目的や目的の達成に必要な経費も考慮する必要があると考えられる。また、あらかじめ手数料収入の用途が明確である場合は、家庭ごみの処理全般にかかる費用から算出するのみではなく、手数料収入の用途から算出することも必要ではないかと考えられる。手数料収入の用途

が決まった時期などを調査することは今後の課題である。

次に、料金設定根拠の問題点として、以下のようなことが明らかになった。

- (1) 手数料設定時に手数料の対象となる経費の範囲が、実際の家庭ごみの処理全般に必要な経費と乖離している
- (2) 3分の1の市町村等では、必要経費などを考慮せずに手数料が設定されている
- (3) 実質的な超過量方式有料制および二段階方式有料制の手数料に換算すると、手数料は非常に低額である

3点の具体的な内容を以下に記す。

家庭ごみ有料化において、必ず必要となる経費と考えられる「収集運搬にかかる経費」及び「処理にかかる経費」、「指定袋の製造や流通にかかる経費」の全てを手数料の対象となる経費の範囲に含んでいる市町村等は4件(6.3%)であった。このことから、手数料設定時に手数料の対象となる経費の範囲が、実際の家庭ごみの処理全般に必要な経費と乖離していることがわかる。さらに、3分の1の市町村等では、必要経費などを考慮せずに手数料が設定されていることがわかった。住民に理解を求めるという面や、手数料を財源確保の手段とするという面でも、家庭ごみの処理に必要な経費や、有料化の目的を達成するために必要となる経費を十分考慮しておくことが必要となるのではないかと考えられる。

超過量方式有料制および二段階方式有料制の二段階目の手数料は、額面だけをみれば、単純方式有料制に比べ高額に設定されているように見える。しかし、無料配布分や1段階目の手数料を考慮した、実質的な超過量方式有料制および二段階方式有料制の手数料に換算すると、手数料は非常に低い額であることがわかった。実質価格が低額である場合、ごみの減量、住民意識の向上、リサイクルの推進といった目的には効果が期待できるのではないかと考えられるが、財源確保や住民負担の公平化には効果が期待できないのではないかと推察される。このため、財源確保や住民負担の公平化を目的とする場合は、実質の販売価格や目標とする手数料収入を考慮したうえで料金設定をする必要があるのではないかと考えられる。また、このことは、単純方式有料制において低額の料金設定を行っている場合も同様である。

3) 目的3「目的1及び目的2の要因間の関連」について

全体を通してみると、有料化導入の目的のうちの財源確保は手数料の設定と相関があり、有料化導入の目的のうちの住民意識の向上は制度設計段階での住民関与の有無との関連が見られた。さらに、制度設計段階での住民関与の有無と手数料との相関も見られた。有料化導入目的及び手数料、制度設計段階での住民関与の有無は相互に作用していると考えられる。

また、近年ほど制度設計段階に制度設計段階での住民関与が見られる市町村等は増加していることがわかった。さらに、制度設計段階での住民関与がある方が手数料が高く

設定されるという傾向が見られた。これらのことから、今後新たに有料化を導入する市町村等では、制度設計段階での住民関与の機会があるケースが増加し、高めの手数料を設定するケースが増加していくのではないかと考えられる。

手数料が高いほど手数料収入も多くなるため、設定と同じ用途に使う傾向にあるのではないかと予想していたが、これらの要因に相関は見られなかった。

手数料が高く設定されている市町村ほど、セーフティネットを設置する傾向にあることがわかった。また、セーフティネットの設置が手数料に影響したと答えた市町村等は見られなかった。ここには、回答者の認識と手数料の間にギャップが見られた。

8-1-2 研究全体を通しての考察

家庭ごみ有料化導入において、手数料及び有料化導入目的、制度設計段階での住民関与の有無が重要なファクターとなると考えられる。手数料収入が十分な財源となるような手数料設定を目指し、制度を作り上げていく中で住民の意見を積極的に取り入れ、その中で住民意識の向上を図るという流れが効果的な家庭ごみ有料化導入につながるのではないかと考える。

また、本研究においていくつかの問題点も明らかになった。

- 1) 制度設計の主体が市町村等の担当部署であり、制度設計段階での住民関与の機会が少ない。
- 2) 手数料に含まれる経費の範囲に必要なはずの収集運搬にかかる費用、処理にかかる費用、指定袋の製造や流通にかかる費用が含まれておらず、実情とのずれがあるケースが多い。
- 3) 手数料の用途に関し、半数以上の市町村等が設定根拠とは違う用途に一部または全部を使用していた。手数料を設定根拠とは別の用途に使用した場合、有料化の目的の達成につながりやすいと考えられる反面、手数料の設定根拠自体が意味を持たなくなってしまうことが考えられる。
- 4) 第四章で述べた、セーフティネットの設置に関して、A・Bグループで大きな差が見られたことは、研究前の予測とは違った結果となった。Aグループでは多量排出者を考慮し、Bグループでは生活保護世帯など新たな負担が困難な世帯を考慮する傾向が見られた。この点は、両グループ間での家庭ごみの有料化に関する考え方の違いが現れているのではないかと推察される。この考え方の差異について調査することで、有料化導入に対する市町村等の考え方を明確に出来るのではないかと考えられる。また、第七章で行った数量化Ⅱ類による分析では、手数料に住民参加の有無のレンジが非常に小さかった。このことは「近年に有料化を導入した市町村等ほど、住民関与の機会があり、手数料も高くなっている」という考え方を否定するものであった。

これらの点についても考慮することが必要ではないかと考えられる。

8-2 今後の課題

本研究では、対象を広く設定し研究を行った。そのため、表面的な部分の調査が主となった。ひとつひとつの事例を細かく調査することが必要である。

また、家庭ごみ有料化は行政による一般廃棄物処理事業における政策のひとつである。他の政策との関連についても調査することが必要である。

手数料設定時のどの段階で手数料収入の使途が決まったのかを調査することで、手数料の設定を「家庭ごみの処理にかかる費用全般から算出する場合」と「手数料収入の使途から算出する場合」のどちらが適しているかを明確にすることが今後の課題であると考えられる。

